

平成 23 年度坂井市人事行政の運営等の状況

坂井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 23 号）第 2 条の規定に基づき、平成 23 年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

※一部、平成 24 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

第 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）

競争試験採用						
職 種	申込者数	受験者数	合格者数	倍率	採用者数	
事 務	221 人	179 人	10 人	17.9	10 人	
土 木	13 人	7 人	1 人	7.0	1 人	
建 築	5 人	4 人	1 人	4.0	1 人	
化 学	10 人	8 人	2 人	4.0	2 人	
保 育 士	52 人	48 人	13 人	3.7	13 人	
看 護 師	7 人	7 人	7 人	1.0	7 人	
准 看 護 師	2 人	2 人	2 人	1.0	2 人	
社会福祉士	6 人	6 人	2 人	3.0	2 人	
薬 剤 師	1 人	1 人	1 人	1.0	1 人	
臨床検査技師	5 人	5 人	2 人	2.5	2 人	
理学療法士	4 人	4 人	1 人	4.0	0 人	

(2) 職員の退職の状況（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日）

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	その 他	合 計
人 数	23 人	10 人	10 人	2 人	40 人

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分	職 員 数 (人)	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
				平成 23 年	平成 24 年
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	各業務の見直しによる減 保育所の民間委譲による減 業務の見直しによる減
	総 務	146	142	△ 4	
	税 務	41	41	0	
	民 生	273	266	△ 7	
	衛 生	36	36	0	
	労 働	1	1	0	
	農林水産	37	37	0	
	商 工	10	9	△ 1	
土 木	25	25	0		
小 計	576	564	△ 12		
部 門 特 別 行 政	教 育	155	152	△ 3	公民館体制の見直しによる減 幼稚園入所児童数減に伴う幼稚園教諭の減
	小 計	155	152	△ 3	

公営 会計 企業等 部門	病院	108	106	△ 2	看護師の退職による減
	水道	11	11	0	
	下水道	20	19	△ 1	業務の見直しによる減
	その他	12	12	0	
	小計	151	148	△ 3	
合計	880 〔1,070〕	864 〔1,070〕	△ 18		

※ 1. 職員数は、一般職に属する職員数(教育長含む)で、総務省の地方公共団体定員管理調査報告値です。

2. [] 内は、条例に定める定数の合計です。

② 職員数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

会計	部門	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
普通 会計	一般行政	610	614	609	593	587	576	564
	保育士	171	179	180	180	179	178	177
	上記以外	439	435	429	413	408	398	387
	教育	217	212	200	186	178	155	152
	幼稚園教諭	38	38	37	35	35	31	27
	上記以外	179	174	163	151	143	124	125
	計	827	826	809	779	765	731	716
	保育士・幼稚園教諭 上記以外	209	217	217	215	214	209	204
公営 企業等 会計	病院	98	99	106	105	100	108	106
	水道	22	20	12	12	12	11	11
	下水道	26	23	20	20	19	20	19
	その他(国保等)	6	8	9	12	12	12	12
	計	152	150	147	149	143	151	148
総合計		979	976	956	928	908	882	864

③ 年齢別職員構成の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
		職員数 (人)	男	0	10	24	13	25	49	39	35	30	47	72
女	1		24	41	36	50	67	70	32	44	88	65	0	518
計	1		34	65	49	75	116	109	67	74	135	137	2	864
構成比 (%)	男	—	2.9	6.9	3.8	7.2	14.2	11.3	10.1	8.7	13.6	20.8	0.6	100
	女	0.2	4.6	7.9	6.9	9.7	12.9	13.5	6.2	8.5	17.0	12.5	—	100
	計	0.1	3.9	7.5	5.7	8.7	13.4	12.6	7.8	8.6	15.6	15.9	0.2	100

第2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成 23 年度の普通会計決算における人件費の状況

住民基本台帳人口 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
93,080 人	33,985,381 千円	900,329 千円	5,769,881 千円	17.0

※人件費には、特別職給与、職員給与、各委員等報酬、議員報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況

平成 23 年度の普通会計決算における職員給与費の状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
730 人	2,600,460 千円	291,184 千円	922,157 千円	3,813,801 千円

※職員手当には、退職手当を含んでいません。

※職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等

平成 23 年 4 月 1 日現在における職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

① 一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
坂井市	43.3 歳	330,000 円	378,197 円	353,508 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円

② 技能労務職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
坂井市	47.3 歳	252,700 円	263,512 円	257,529 円
国	49.5 歳	283,862 円	—	321,662 円

※「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	坂 井 市	
一般行政職	大 学 卒	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円
	中 学 卒	137,200 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
一般行政職	大 学 卒	252,875 円	291,160 円	344,875 円
	高 校 卒	—	—	299,100 円
技能労務職	高 校 卒	192,600 円	224,600 円	254,550 円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	課長補佐 主任	参事 課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	121人	51人	186人	204人	49人	38人	15人	13人	677人
構成比	17.9%	7.5%	27.5%	30.1%	7.3%	5.6%	2.2%	1.9%	100%

※坂井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当等の状況

① 期末・勤勉手当（平成23年度支給割合）

区分	坂井市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
計	2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
加算措置	制度上の段階、職務の級による加算措置有		制度上の段階、職務の級による加算措置有	

② 退職手当

区分	坂井市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・退職時特別昇給なし		・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

③ 特殊勤務手当

支給実績（平成23年度決算）		7,704千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		45,318円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		23.3%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	診療エックス線技師又はその助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額300円
放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	日額300円
深夜看護手当	深夜看護に従事した職員	午後3時から深夜にかけて、又は深夜から午前7時までの病棟勤務	1回3,300円
保育業務手当	保育所、幼稚園及び幼保園に勤務する職員	児童の保育業務	月額4,000円

④ 時間外勤務手当

支給実績（平成 23 年度決算）	114,920 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	187 千円

⑤ その他の手当

手当名	内 容	国の制度と比較												
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 13,000 円 ・ 配偶者以外 1 人につき 6,500 円 （職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について、11,000 円） （満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算） 	国と同じ												
住居手当	賃貸住宅の場合、家賃が 12,000 円を超える場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃月額 23,000 円以下 → 家賃額 - 12,000 円 ・ 家賃月額 23,000 円を超え 55,000 円未満 （家賃額 - 23,000 円）× 1/2 + 11,000 円 ・ 家賃月額 55,000 円以上 → 27,000 円 	国と同じ												
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具等を利用している職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額 55,000 円/月を限度（6 箇月定期相当額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用車等を使用する場合（片道 2km 以上の場合） 距離数に応じて支給（2,000 円から 24,500 円まで） 	国と同じ												
管理職手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">部長</td> <td style="width: 25%;">77,700 円</td> <td style="width: 50%;">課長</td> <td style="width: 25%;">58,000 円</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>69,800 円</td> <td>参事</td> <td>43,200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保育所(幼保園)長</td> <td>30,000 円</td> </tr> </table>	部長	77,700 円	課長	58,000 円	次長	69,800 円	参事	43,200 円			保育所(幼保園)長	30,000 円	国と同じ
部長	77,700 円	課長	58,000 円											
次長	69,800 円	参事	43,200 円											
		保育所(幼保園)長	30,000 円											

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分		給料月額等	期末手当
給 料	市 長	855,000 円 (950,000 円)	(平成 23 年度支給割合) 6 月期 1.40 ヶ月 <u>12 月期 1.55 ヶ月</u> 合計 2.95 ヶ月
	副市長	702,000 円 (780,000 円)	
報 酬	議 長	490,000 円	
	副議長	420,000 円	
	議 員	400,000 円	

※市長及び副市長の給料については、平成 22 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、10%相当額が減額されており、() 内は、減額前の金額です。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平成23年度における職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
40時間 (23.4.1から23.12.31)	8:30～17:30	12:00～13:00
38時間45分 (24.1.1から24.3.31)	8:30～17:15	12:00～13:00

※公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。
 ※勤務時間が平成24年1月1日より変更になりました。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の主な休暇、休業制度は次のとおりです。

種類	期間等	備考	
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 1暦年において20日以内(20日を限度に繰越可)	平成23年度の取得状況 平均7.9日/人	
病気休暇	結核性疾患により長期療養の場合→1年以内 負傷又は上記以外の疾病より療養する場合→90日以内		
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇	それぞれの休暇に応じた日数・時間	
主な特別休暇	子の看護等休暇	小学校就学前の子の看護をする場合	1暦年5日以内
	産前休暇	出産予定日の8週間前から出産当日まで (多胎妊娠の場合は14週間)	8週間
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間	8週間
	結婚休暇	結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間	連続する5日以内
	出産補助休暇	配偶者の出産の付添い等をする場合 (入院から出産後2週間までの期間内)	2日以内
	忌引休暇	職員の親族が死亡したとき	続柄に応じた日数
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等	連続する3日以内
ボランティア休暇	職員が社会貢献活動を行う場合	1暦年5日以内	
介護休暇	規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により介護を必要とする場合→連続する6月以内	平成23年度の取得状況 1人	
育児休業	養育する子が3歳までに達する日まで取得が可能	平成23年度の取得状況 男性職員0人 (内新規取得者0人) 女性職員45人 (内新規取得者24人)	
部分休業	養育する子が3歳までに達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	平成23年度の取得状況 1人	

※年次休暇については、平成23年1月1日から平成23年12月31日の取得状況です。

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成23年度の分限処分の状況は次のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降給
処分者数	0人	0人	12人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、公務における規律及び秩序を維持するため、職員に法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分のことです。

平成23年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	2人	0人	0人	1人

第5 職員のサービスの状況

(1) サービス遵守の概要

地方公務員法（以下（法）という。）第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

さらに、職員には次のような義務、禁止及び制限などサービス上の強い制約が定められています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- 秘密を守る義務（法第34条）
- 職務に専念する義務（法第35条）
- 政治的行為の制限（法第36条）
- 争議行為等の禁止（法第37条）
- 営利企業等の従事制限（法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とされています。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他任命権者が定める場合において、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成23年度の職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区分	免除件数	免除事由
平成23年度	35件	研修を受ける場合等

(3) 営利企業等従事許可の状況

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第38条）とされています。

平成23年度の営利企業等従事許可（兼職承認含む）の状況は次のとおりです。

区分	許可件数	従事内容
平成23年度	13件	区長・農家組合長等

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

職員の研修については、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされています。(地方公務員法第39条) 社会情勢の急激な変化や多様化する住民ニーズに対応するため、各種研修に参加させるとともに、職員の資質の向上と人材の育成に努めています。

平成23年度に実施した研修は次のとおりです。

① 庁内研修（坂井市独自）

研修名（テーマ）	内 容	受講者数
人事評価制度について （管理職員対象）	人事評価制度の構築・運用に向けて、この制度の目的を正しく理解し重要性を認識し、人事管理能力の向上を図りました。	85人
人事評価制度について （課長補佐・主任対象）	人事評価制度の構築・運用に向けて、この制度の目的を正しく理解し重要性を認識し、職員の意識改革と資質向上を図りました。	108人
接遇指導者養成研修	職員の接遇対応能力および市民サービスの向上を図るために、職場での接遇指導者としての知識・技術を習得することにより、各職場においての接遇研修を実施できる体制を構築し、職場風土の改善を図りました。	52人
接遇研修	職員の資質向上と市民サービスの向上を図るために、職員の言葉遣いや態度など接客技術を向上させる接遇研修を実施し、職員一人ひとりの意識改革、職場風土改善を図りました。	第1回 490人 第2回 422人 第3回 388人 保育士 126人
新規採用職員研修	公務員としての意識を高めるとともに今後の坂井市職員としての目標を考えました。	14人
新規採用予定者研修	坂井市職員としての心構えや職務に必要な基礎知識・技能の習得を図りました。	27人

② 委託研修（福井県自治研修所）

研修名	内 容	受講者数
新規採用職員研修(事務職) (前期・後期)	新規に採用された職員を対象	14人
新規採用職員研修(保育職)	新規に採用された職員を対象	13人
新規採用職員研修(看護職)	新規に採用された職員を対象	11人
ステップ1研修	平成23年4月1日現在25歳の職員を対象	2人
ステップ2研修	平成23年4月1日現在30歳の職員を対象	6人
ステップ3研修	平成23年4月1日現在35歳の職員を対象	21人
ステップ4研修	平成23年4月1日現在40歳の職員を対象	14人
新任課長補佐級研修	新たに課長補佐級に昇任した職員を対象	18人
課長級研修	新たに参事に昇任した職員を対象	5人
管理職員研修	新たに課長に昇任した職員を対象	12人
パワーアップ研修	民法、政策法務、行政法、地方自治体の訴訟法務、プレゼンテーション、コーチング、地方公会計、クレーム対応、ファシリテーター、わかりやすい資料作成技法、地方自治法、企画政策立案力を高める論理的思考、危機広報、女性職員エンパワーメント研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 16研修	162人

福井県特別専門研修	営業力向上研修、企画力向上研修、部下モチベーション向上研修、自治体職員の新たな行政運営のための特別講演会	24人
-----------	--	-----

③ その他の研修機関

研修名	内容	受講者数
自治大学校	第3部課程新時代・地域経営コース	1人
三国職業安定協議会	社会人デビューセミナー	27人
ふくい女性活躍支援センター	キャリア・アカデミー	1人
市町村職員中央研修所	住民税課税事務	2人
	地域における障がい者福祉	1人
全国市町村国際文化研修所	市町村税徴収事務	2人
	地域づくり人育成講座	1人
日本経営協会	臨時・非常勤職員の任用と管理事務	1人
	問題職員の対応をめぐる労務管理の法律事務	1人
日本広報協会	広報基礎講座	1人

④ 自主研修

研修内容	区分	研修者数
超過勤務の縮減と適正化に向けて	グループ	6人
地域主権を考える	グループ	8人

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の職務に対する意欲を高めて組織の活性化を図るとともに、行政ニーズに即応できる人材を育成するため、職員の勤務実績及び能力を的確に把握し、公正に評価する「新たな人事評価制度」を現在構築中で、平成23年度は主任級以上の職員を対象に試行し平成24年度は主事・技師級以上（保育士・幼稚園教諭は除く）の職員を対象に試行します。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成23年度）

職員の健康維持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条及び労働安全規則第44条の規定に基づき、職員の健康診断を実施するとともに、希望職員に対し各種がん検診の実施や人間ドック受診者への費用の一部助成も行っています。

なお、身体面での健康管理だけでなく、職場環境の変化や業務遂行における環境の変化等から、職員のメンタルヘルスの必要性が高まっており、心理カウンセリング事業を実施することにより、職員の心身両面にわたる健康の保持に努めています。

平成23年度職員健康診断及びがん検診受診状況

種類	受診者数	種類	受診者数
定期健康診断	597人	胃がん検診	56人
人間ドック（1日）	96人	乳がん検診	81人
人間ドック（2日）	116人	子宮がん検診	79人
人間ドック（脳）	78人	前立腺がん検診	94人
		大腸がん検診	64人

定期健康診断受診率 96.8%

(2) 職員の福利厚生事業の状況

①共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上と職務の能率的運営に資することを目的として、病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害などに対して、必要な給付を行う「短期給付事業」、退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進や住宅資金等の貸付けを行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

なお、制度実施のため必要な財源は職員の掛金(1/2)と使用者である市の負担金(1/2)によって賄われています。

②市における福利厚生制度に係る市の負担状況

市においては、地方公務員法第 42 条に基づき、職員の福利厚生事業を「坂井市職員互助会」に付託し、慶弔互助事業、福利厚生・親睦慰安事業、健康づくり・健康管理事業などを実施しています。

会員数：897 人

会員掛金額：16,725,147 円（給料月額×5/1000）

事業主負担金：3,006,523 円（給料月額×0.9/1000）

1 人あたりの公費負担額：3,351 円

補助対象経費に対する公費負担率：18.2%

平成 23 年度の坂井市職員互助会の事業状況は次のとおりです。

事業	主な内容	平成 23 年度実績	公費負担額	公費負担率
福利厚生 親睦慰安 事業	共通利用券制度	14,910 枚	3,006,523 円	18.2%
	福利厚生事業	766 人		
	親睦事業	201 人		
	部活動補助事業	9 部		
	全員参加型イベント	251 人		
慶弔事業	結婚祝金 20,000 円	15 件	0 円	0%
	出産祝金 10,000 円	30 件		
	死亡弔慰金 5,000 円～100,000 円	61 件		
	病気見舞金 10,000 円	18 件		
	退会者餞別 10,000 円～50,000 円	55 件		
	災害見舞金 その都度協議	0 件		

平成 24 年度においても同程度の事業を予定しています。

③公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 23 年度の公務災害の認定の状況は次のとおりです。

区分	認定件数			総合計
	負傷	疾病	計	
公務災害	8	0	8	8 件
通勤災害	0	0	0	

第8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づいて設置された行政委員会です。職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、必要な措置を講ずることや、職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決または決定を行うことを主な仕事としています。また、職員からの苦情相談に関することも公平委員会の仕事です。

平成 22 年度の公平委員会の業務の状況は次のとおりです。

業 務 種 別	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件